

令和3年6月8日

総務委員会資料

報告事項

1. 恵曇漁港の冷凍施設における冷凍保安責任者の配置について
(消防総務課)・・・P1
2. 船舶に対する違法給油の未然防止の対応について
(消防総務課)・・・P2

防 災 部

恵曇漁港の冷凍施設における冷凍保安責任者の配置について

1. 冷凍保安責任者配置不備の指摘

島根県議会 須山議員より、J Fしまねが恵曇漁港の冷凍施設の冷凍保安責任者として松江市消防本部に届け出た者が、境港支所に勤務している疑義があるとの指摘

2. 指導等の経緯

(1) 松江市消防本部

①令和3年3月9日 松江市消防本部が指摘事実を確認の上、令和3年6月8日を期限とする冷凍保安責任者の配置に関する警告文書発出

②令和3年5月1日 J Fしまねが、松江市消防本部に提出した届出書に記載の冷凍保安責任者を恵曇支所に配置(境港支所から異動)

〔 必要となる手続き等について、5月の連休明けから、J Fしまねが松江市消防本部を訪問し複数回にわたり協議。異動を証明する書類の提出等を指導 〕

③令和3年5月19日 松江市消防本部が恵曇支所への立入検査を実施

④令和3年5月26日 J Fしまねが指示された関係書類を提出
松江市消防本部が冷凍保安責任者の配置を確認

(2) 県

①令和3年3月10日 J Fしまねが提出した冷凍保安責任者の選任届の内容と勤務実態に乖離があったことを踏まえ、県内各消防本部に対し、調査の実施と同様の事案を把握した際の報告を依頼

3. 資格者配置の現況

次表のとおり冷凍保安責任者は配置済。責任者と代理者の兼務あり (B氏)

	冷凍保安責任者	代理者
施設 1	A氏	B氏
施設 2	B氏	C氏

※ A氏が境港支所から配置された者

この兼務は「冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者の代理者の兼務に係る取扱指針」により当面認められるが、さらに1名の資格者配置を図る必要

J Fしまねは、冷凍保安責任者や代理者を選任するために必要な国家資格を取得させるため、複数の職員に国家試験を受験させる方針

松江市消防本部において、これらの状況を注視していく

県では、J Fしまねから届出された冷凍保安責任者と代理者の名寄せ作業を行い、有資格者の重複届出がないか確認(2回目)を実施※1回目は令和2年11月に実施

冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者の代理者の兼務に係る取扱指針(抄)

2. 冷凍保安責任者の代理者に係る兼務について

原則認めない。しかしながら、やむを得ない事情により、兼務によらなければ保安体制を構築し難い状況が発生した場合においては、次の各項目を参酌し、期間を定めて認めることができるものとする。

- (1) 施設数より多い冷凍保安責任者等を確保していること
- (2) 同一敷地その他これに準ずる位置関係にあること
- (3) 危害予防規程で当面の保安管理体制を明確にし、かつ、安定的な事業継続のための資格者の確保・養成等の対応策について記載させるなどし、保安の責務を果たす上で当面の間支障がなく、資格者確保等に向けた取組が適当であると認められること

船舶に対する違法給油の未然防止の対応について

1. 船舶に対する違法給油の指摘

島根県議会 須山議員より、恵曇漁港においてJFしまねの関与が疑われる、タンクローリーから船舶に対する違法給油に関する疑義事案の指摘

2. 県の対応

(1) 概要

違法給油の防止を図るためには、給油事業者が船舶給油に対する法令の規制を理解した上で、違法給油の要請に応諾しないことが重要であることから、注意喚起文書を給油事業者団体を通じ県内給油事業者に周知

(2) 発出文書

① 発出文書名等

「船舶への移動タンク貯蔵所による給油に関する対応について」（令和3年4月28日付け防災部消防総務課長通知）

② 発出先

ア 島根県石油協同組合（松江市西嫁島）

（所属事業者：172社、県内ガソリンスタンド数:272箇所）

イ 全国農業協同組合中四国エネルギー生活事業所（広島市安佐南区）

（県内ガソリンスタンド数:30箇所）

③ 文書の要旨

ア 県議会において船舶への違法給油疑義事案の指摘があったこと

イ 船舶に対する移動タンク貯蔵所からの給油には法令の制限があること

※関係法令を抜粋し添付

ウ 違法行為を行ってはならないことはもとより、違法給油による重大な危険物事故を防止する必要があること

エ 違法給油を要請された場合には、当該給油が法令に抵触することを説明した上で、給油を断ること

オ 違法給油の要請事案を把握した場合は県に報告すること